様式７号⑨

年　　月　　日

岡山市長　様

住所

法人名称

代表者氏名

**社会福祉法人設立に関する申立書**

　社会福祉法人設立に関し、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

　万一、この申立書に虚偽が判明した場合は、社会福祉法人設立が認可されなくても何ら異議はありません。

記

**１．定款に定めている事業を実施する予定であり、定款に定めていない事業を実施する予定がないことについて**

＜記入例＞

定款に定める特別養護老人ホームの経営、老人短期入所事業の経営を実施する予定であり、その他の事業を実施する予定はない。

**２．社会福祉法人の責務として、社会福祉法第24条第2項の規定に基づき、平成30年1月23日付け厚労省通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」を踏まえて実施する予定である「地域における公益的な取組」について**

＜記入例＞

どのような取組を行う予定であるかを記入

**３．基本財産の管理運用方法及び基本財産以外の資産（その他資産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用方法並びに各管理運用方法の安全性及び確実性について**

＜記入例＞

・基本財産の管理運用方法は…　その安全性及び確実性は…

・その他財産の管理運用方法は…　その安全性及び確実性は…

・公益事業用財産の管理運用方法は…　その安全性及び確実性は…

・収益事業用財産の管理運用方法は…　その安全性及び確実性は…

**４．株式保有予定の有無、並びに有の場合、社会福祉法人審査基準（厚労省局長通知「社会福祉法人の認可について」内）第２の３及び社会福祉法人審査要領（厚労省課長通知「社会福祉法人の認可について」内）第２の株式保有に関する基準を満たしていることについて**

＜記入例＞

　株式保有の予定はない。

**５．実際に法人運営に参画できない者を評議員又は役員に名目的に選任していないことについて**

**６．評議員は「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任される予定であることについて**

**７．理事は社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることについて**

＜記入例＞

全員と面談して確認した、等。

**８．各理事は、Ａ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、Ｂ「事業を行う区域における福祉に関する実情に通じている者」又はＣ「施設の管理者（施設長）」のうち１つ以上に該当すること、及びその根拠について**

＜記入例＞

・誰々　Ａに該当　○○であるため

・誰々　Ｂに該当　○○であるため

**９．各監事は、Ｄ「社会福祉事業について識見を有する者」又はＥ「財務管理について識見を有する者」のうち１つ以上に該当すること、及びその根拠について**

＜記入例＞

・誰々　Ｄに該当　○○であるため

・誰々　Ｅに該当　○○の資格を有するため

**１０．会計監査人の設置義務の有無及び無の場合、設置するか否かについて**

**１１．法令に定める事項（※）について適切に情報開示する意思があることについて**

**（※）社会福祉法人審査基準（厚労省局長通知「社会福祉法人の認可について」内）第３の６(2)(3)(4)、第５(5)**

以上